

●長崎県立大学 平成31年度第4回教育研究評議会 議事録

日 時	令和元年6月18日（火） 14:40～15:30
場 所	佐世保校第1・2会議室
出席者	木村学長、古河副学長、代田経営学部長、綱地域創造学部長、森田国際社会学部長、平岡情報システム学部長、大塚看護栄養学部長兼人間健康科学研究科長、三戸経済学研究科長、上村国際情報学研究科長、下野附属図書館長、石田佐世保校附属図書館長、百岳事務局長、平川シーボルト校事務局長、山田学生支援部長
配付資料	【資料1】平成30事業年度に係る業務の実績について 【資料2】第3期中期計画及び平成31年度計画の変更について 【資料3】教員の公募について 【資料4】客員研究員の受入について
議 事	【協議事項1. 平成30事業年度に係る業務の実績について】 資料1に基づき、事務局より次のような説明があり、了承された。 地方独立行政法人法第29条により、法人は事業終了3ヶ月以内に事業報告書を設立団体の長に提出しなければならないとされている。また、同法第28条により評価委員会の評価を受けることとされている。 今回作成した報告書は先に中期計画推進本部会議で検討し、取りまとめられたものである。 評価は4段階に分かれており、Ⅳは計画を上回って実施している、Ⅲは順調に実施している、Ⅱは十分に実施できていないという評価になっている。 平成30年度は評価対象項目が57項目あり、そのうちⅡの評価が3項目、Ⅳの評価が11項目となっている。 卒業要件、各研究科の未充足、カリキュラムマップの周知に関して、評価がⅡとなっている。 看護師合格実績、就職率、公開講座受講者満足度、研究論文数及び学会発表数、外部資金の獲得状況、共同・受託研究等に関して、評価がⅣとなっている。 今後は経営協議会、理事会で審議した後、県へ提出される。 【協議事項2. 第3期中期計画及び平成31年度計画の変更について】 資料2に基づき、事務局より次のような説明があり、了承された。 地方独立行政法人法（抄）第26条第2項4の2より、佐世保校建替えの関係上資産を除却する計画がある。 【協議事項3. 教員の公募について】 資料3に基づき、看護栄養学部長より次のような説明があり、了承された。 看護栄養学部栄養健康学科教員1名の公募について、採用予定年月日は令和2年4月1日、職位は助教、専門分野は栄養科学である。

【協議事項 4. 教員の退職について】

資料なし。看護栄養学部長より次のような説明があり、了承された。
看護栄養学部看護学科の准教授 1 名から退職願が提出されている。退職希望年月日は令和 2 年 3 月 31 日である。

【協議事項 5. 客員研究員の受入について】

資料 4 に基づき、情報システム学部長より次のような説明があり、了承された。

申請者は電動小型モビリティコンテストであるスマコマ長崎の実行委員長を務めており、コンテストにおける自動評価技術や安全管理、IoT 化された小型モビリティに対するセキュリティ対策について共同研究を行う。

【報告事項 1. 教員の採用について】

資料なし。学長より次のように報告された。

「しまなびプログラム」を担当する特任教授の後任についてである。

特任教授は令和 3 年 3 月任期満了の予定だが、「しまなびプログラム」及び「地域連携センター」の機能充実等を見据え、後任教員を令和 2 年 4 月での採用を考えている。

「しまなびプログラム」の担当となるため、地域自治体を始めとした地域社会との連携や「しまなびプログラム」のコーディネート、また、県内地域の状況を十分に把握し、学生や教員に対する指導が行える人材が必要となる。

このような状況から、候補者については、県教育委員会から推薦を受けたいと考えている。

そこで、「長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程」第 9 条第 2 項により、公募によらない教員採用の手続きに入りたいと考えている。

以上